

本人確認の実施について

研修事業者は、受講申込時または初回の講義時に、受講生の本人確認を無理のない範囲で行わなければなりません。研修事業者は、本人確認が出来る書類の原本を確認し、その写しを実績報告書に添付して県へ提出してください。

※ 本人確認の方法

- ・ 戸籍抄本、戸籍謄本若しくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示等

※ 本人確認を行う際の注意点

- ・ 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではありません。
- ・ 本人確認を行う際には、研修受講者等に過度の負担をかけないように留意するとともに、家庭内暴力の被害者等の方々にも配慮をお願いします。